

刈谷市選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法第28条の2第1項、第28条の3第1項及び第30条の12の規定により、令和6年度中に申出のあった刈谷市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況について、同法第28条の4第7項及び第30条の12並びに刈谷市選挙人名簿抄本閲覧要綱第7条の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和7年6月2日

刈谷市選挙管理委員会

委員長 神 谷 強